

17-1 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応第29号、令和5年5月消防応第55号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、

消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。
- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。
- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。
- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キログラム以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 一般基準
 - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
 - オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当する

もの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

（ア）当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

（ア）津波警報又は津波注意報が発表されたもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

（ア）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ウ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

（ア）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

（ア）噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

（イ）火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

（1）一般基準、（2）個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

（ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）500キリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

- (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

- (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

- (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

- (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経

過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) リ災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重症	人			
		中等症	人			
		軽症	人			
建物の概要	構造		建築面積		m ²	
	階層		延べ面積		m ²	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ²	
		半焼棟			建物焼損表面積 m ²	
部分焼棟	林野焼損面積 ha					
ぼや棟						
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重 症	人 (人)		
		中 等 症	人 (人)		
		軽 症	人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消防本部(署)	台 人		
		消 防 団	台 人		
		消防防災ヘリコプター	機 人		
		海上保安庁	人		
自 衛 隊	人				
そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1) (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年	月	日	時	分	
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人		半壊				棟	床下浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況						(都道府県)	(市町村)						
	消防機関等の活動状況						(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)							
	自衛隊派遣要請の状況						その他都道府県又は市町村が講じた応急対策							

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、賞知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式(その2) (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県			区分			被害			区分			被害			都道府県	市町村	
災害名 ・ 報告番号	災害名 報		田	流失・埋没	ha	公立文教施設	千円	災 害 の 対 策 置 本 部 況	計	団	体	その他	千円	119番通報件数			件
	(月日時現在)			冠水	ha	農林水産業施設	千円								公共土木施設	千円	
報告者名			畑	流失・埋没	ha	その他	千円	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
			学	冠水	ha	その他	千円										
区	分	被害	病院	箇所		公共施設被害市町村数	団体	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
			道路	箇所		その他	千円										
人的被害	死	者	人	橋りょう	箇所			の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
		うち災害関連死者	人	河川	箇所												
負傷者	行方不明者	重傷	人	港湾	箇所			の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
		軽傷	人	砂防	箇所												
住家被害	全壊	棟		清掃施設	箇所			の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
		世帯		鉄道不通	箇所												
半壊	一部破損	棟		被害船舶	隻			の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
		世帯		水道	戸												
床上浸水	床上浸水	棟		電	回線			の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
		世帯		電	戸												
床下浸水	床下浸水	棟		ガス	戸			の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
		世帯		ブロック塀等	箇所												
非住家	公共建物	棟		り	災世帯数	世帯		の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
		世帯		り	災者数	人											
その他	その他	棟		火災発生	建物	件		の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
		世帯		危険物	件												
		棟		その他	件			の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
		その他		その他	件												

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

17-2 災害報告取扱要領

昭和45年4月10日
消防防第246号消防庁長官

改正 昭和58年12月消防総第833号・消防災第279号・消防救第58号、昭和59年10月消防災第267号、平成6年12月消防災第278号、平成8年4月消防災第59号、平成13年6月消防災第101号・消防情第91号、平成31年4月消防応第28号、令和3年5月消防応第29号、令和5年5月消防応第55号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部

災害年報	4月30日	第3号様式	1部
------	-------	-------	----

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものととする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及

び共同利用施設とする。

- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区分		被害	
災害名 ・ 確定年月日		月 日 時確定		田	流失・埋没	ha	
					冠水	ha	
報告者名				畑	流失・埋没	ha	
					冠水	ha	
区分		被害		学	校	箇所	
					病	院	箇所
人的被害		死者		人			
					うち 災害関連死者	人	
負傷者		行方不明者		人			
					重傷	人	
住宅被害		全壊		棟			
					世帯		
半壊		棟		世帯			
					人		
一部破損		棟		世帯			
					人		
床上浸水		棟		世帯			
					人		
床下浸水		棟		世帯			
					人		
非住宅		公共建物		棟			
					その他	棟	
その他				火	建物	件	
					危険物	件	
その他				生災発	その他	件	

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千 円			災 害 對 策 市 町 村 本 部 名	設 置	月	日 時
農 林 水 産 業 施 設	千 円				解 散	月	日 時
公 共 土 木 施 設	千 円		災 害 對 策 市 町 村 本 部 名				
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円						
小 計	千 円						
公共施設被害市町村数		団 体		計 団 体			
そ の 他	農 産 被 害	千 円	災 害 救 助 法 名				
	林 産 被 害	千 円					
	畜 産 被 害	千 円					
	水 産 被 害	千 円					
	商 工 被 害	千 円					
そ の 他	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数		人		
被 害 総 額		千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数		人	
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）						

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日		災害名								計
		区分								
人的被害	死者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者	人								
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
り災世帯数	世帯									
り災者数	人									
公立文教施設	千円									
農林水産業施設	千円									
公共土木施設	千円									
その他の公共施設	千円									
その他被害	千円									
被害総額	千円									
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日	/			
	解散	月日	月日	月日	月日	月日				
災害対策本部設置市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体			
災害救助法適用市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体			
消防職員出動延人数	人									
消防団員出動延人数	人									

第3号様式 災害年報

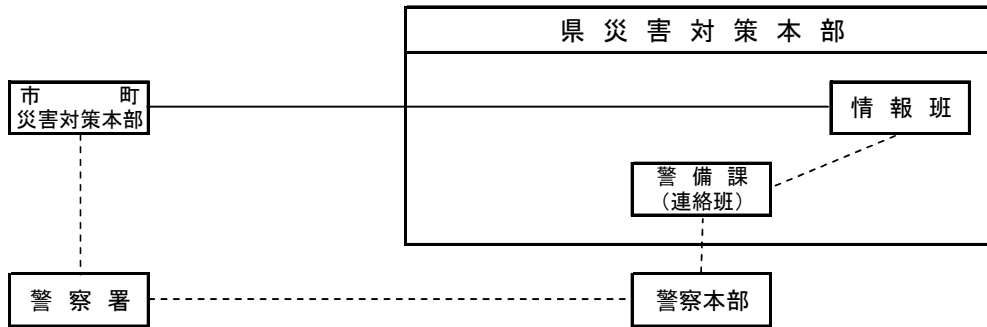
都道府県名

発生年月日		災害名							計
		区分							
人的被害	死者	人							
		うち 災害関連死者	人						
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
その他	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
	水道	戸							

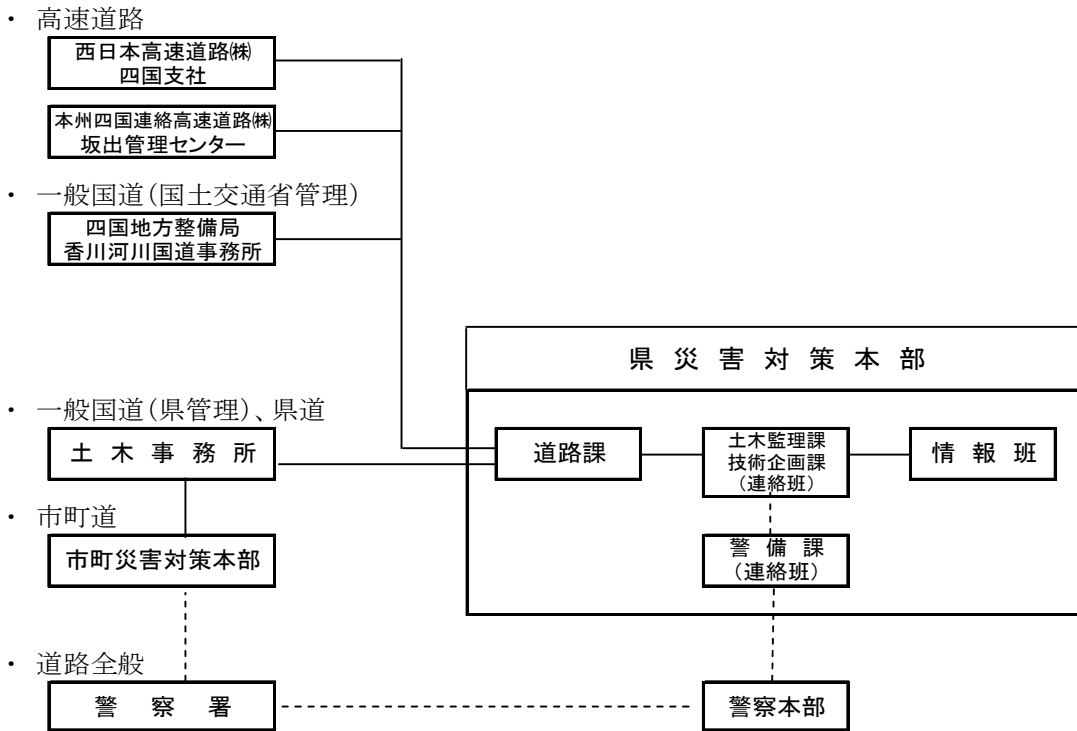
発生年月日		災害名					計
区分							
電	話	回線					
	気	戸					
	ガス	戸					
その他	ブロック塀等	箇所					
火災発生	建物	件					
	危険物	件					
	その他	件					
り災世帯数		世帯					
り災者数		人					
公立文教施設		千円					
農林水産業施設		千円					
公共土木施設		千円					
その他の公共施設		千円					
小計		千円					
公共施設被害市町村数		団体					
その他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円					
被害総額		千円					
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日	
	解散	月日	月日	月日	月日	月日	
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人

17-3 被害報告詳細系統図

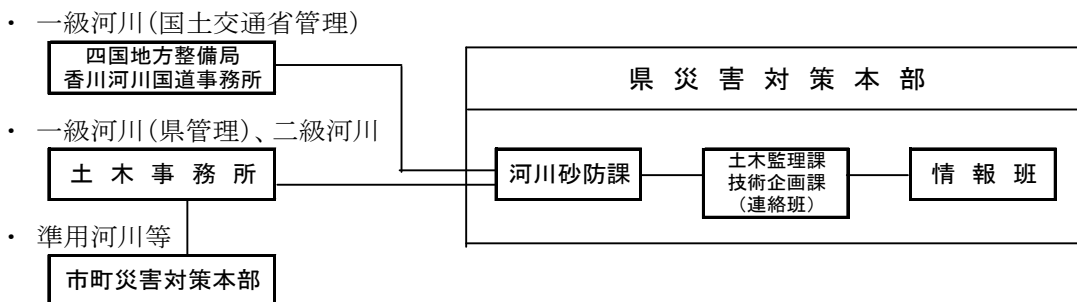
1 人の被害、住家被害



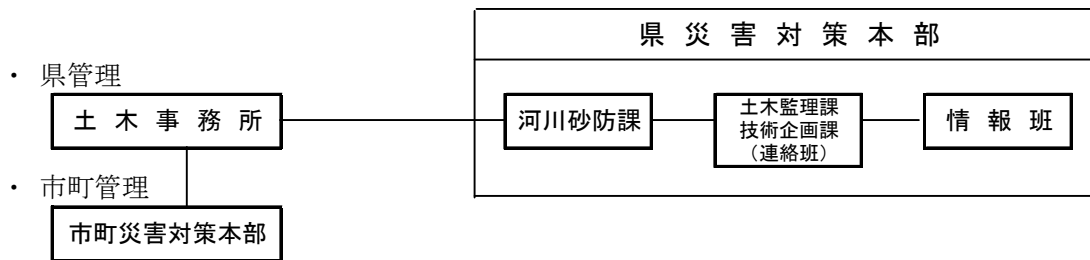
2 道路施設被害



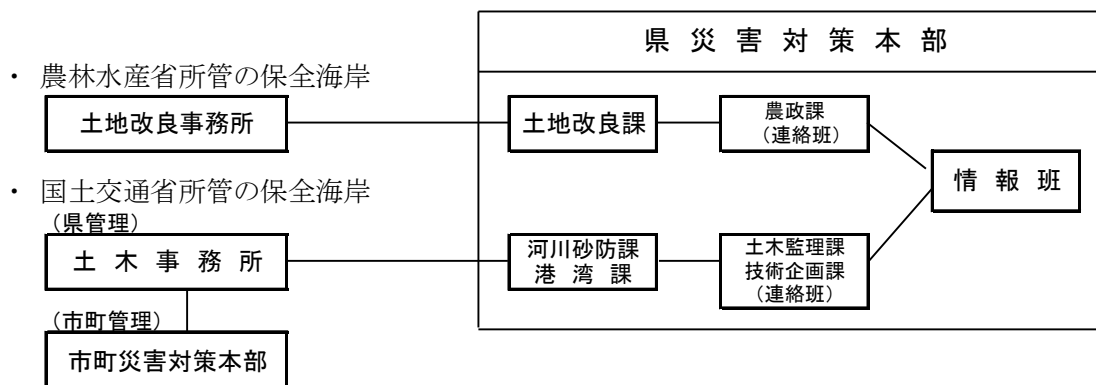
3 河川施設被害



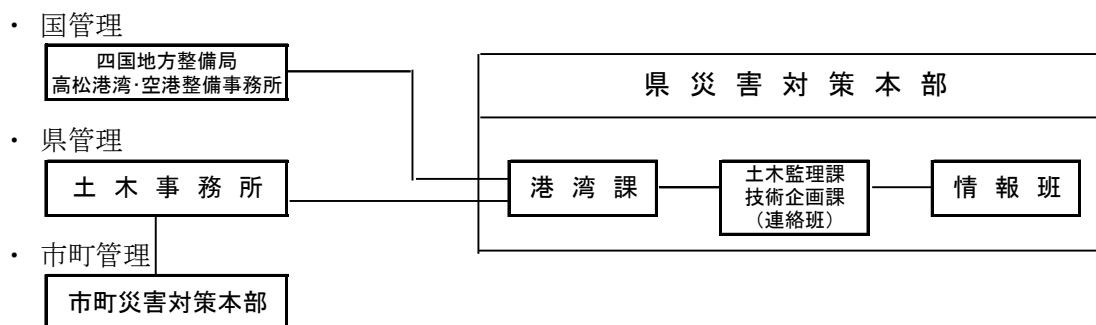
4 砂防施設被害



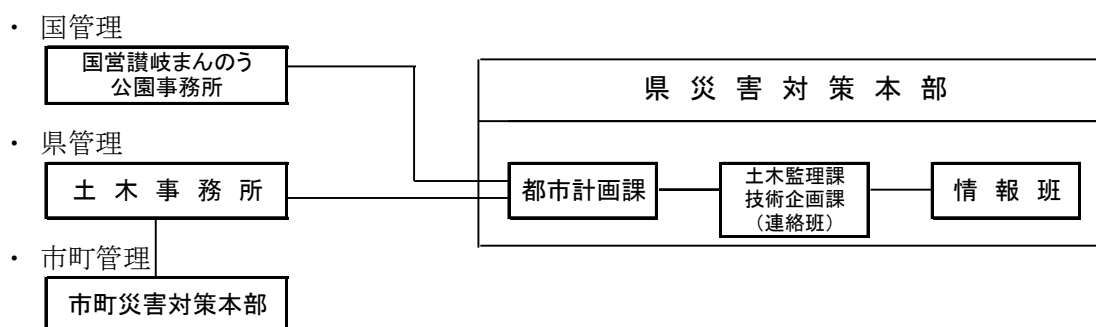
5 海岸施設被害



6 港湾施設被害

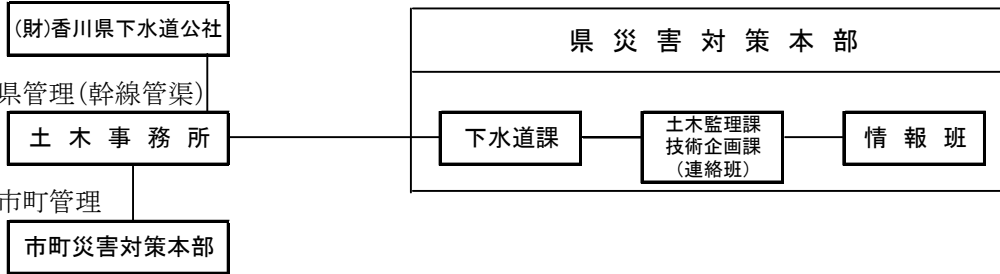


7 都市施設(公園)被害



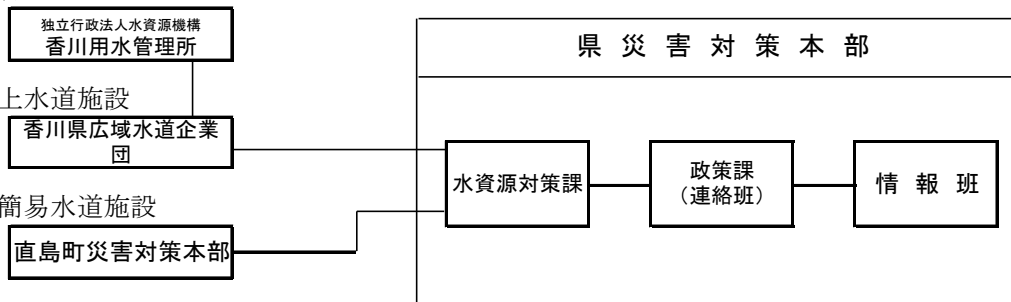
8 下水道施設被害

- ・ 県管理(終末処理場・中継ポンプ場)

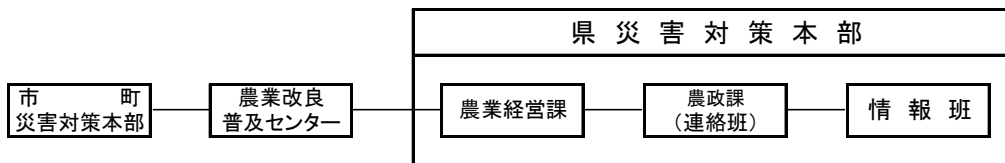


9 水道施設被害

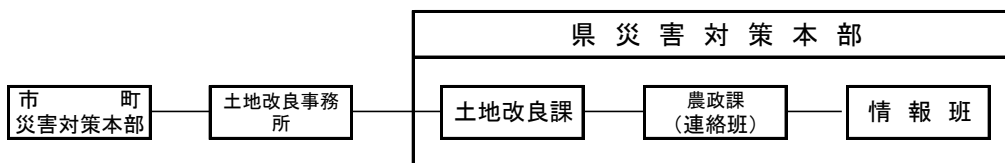
- ・ 香川用水



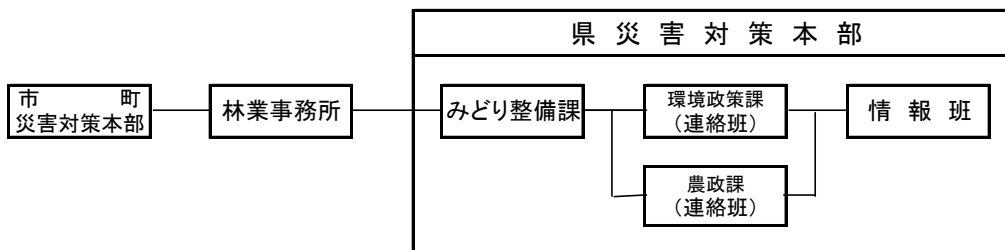
10 農産物等被害



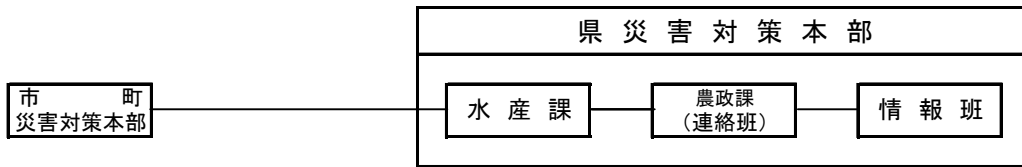
11 ため池、農地、農業用施設被害



12 治山・林道・林業施設、林産物被害

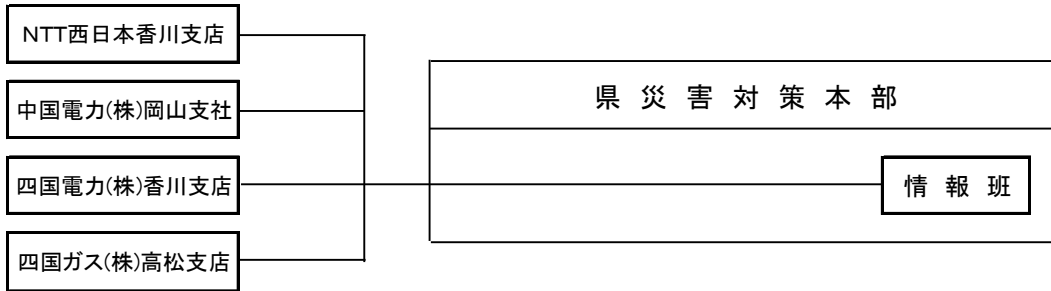


13 漁港・漁業施設、水産物被害



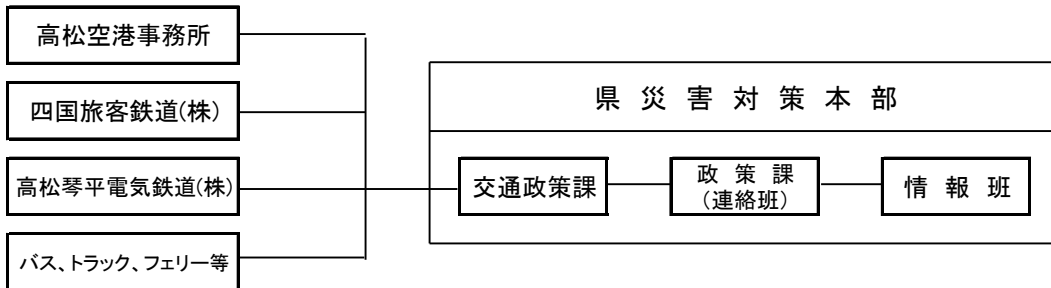
14 ライフライン等被害

・状況に応じて、情報班から情報収集を行う。



15 公共交通機関等被害

・状況に応じて、交通政策課から情報収集を行う。



17-4 香川県防災会議（委員・幹事）名簿

会長 香川県知事 池田豊人

（令和7年1月14日）

No.	区分	所属名	委員		幹事	
			職名	氏名	職名	氏名
1	1号委員	中国四国管区警察局	四国警察支局長	菊澤 信夫	災害対策官	山中 将司
2	1号委員	四国総合通信局	局長	中澤 忠輝	無線通信課長	盛 昭 雄
3	1号委員	四国財務局	局長	大 島 朗		
4	1号委員	四国厚生支局	支局長	榎本 芳人		
5	1号委員	香川労働局	局長	栗尾 保和	総務課長	赤尾 俊輔
6	1号委員	中国四国農政局	局長	仙台 光仁		
					地方参事官 (香川県拠点)	朝倉 博文
7	1号委員	四国森林管理局	局長	竹内 純一		
					香川森林管理 事務所長	名本 亮介
8	1号委員	四国経済産業局	局長	小山 和久	広報・情報システム・防 災担当参事官	椿原 信雄
9	1号委員	中国四国産業保安監督部四国支部	支部長	立井 勇		
10	1号委員	四国地方整備局	局長	豊口 佳之		
					香川河川国道 事務所長	多田 貴幸
					高松港湾・空港 整備事務所長	加藤 訓生
11	1号委員	四国運輸局	局長	河野 順		
					香川運輸支局長	谷本 昌啓
12	1号委員	高松空港事務所	高松空港長	松延 隆史		
13	1号委員	四国地方測量部	部長	大坂 和博	防災情報管理官	宮本 歩
14	1号委員	高松地方气象台	台長	榎田 貴郁	防災管理官	宇野田 隆司
15	1号委員	高松海上保安部	部長	萩中 広樹	警備救難課長	上門 邦彦
16	1号委員	中国四国地方環境事務所	四国事務所長	大林 圭司		
					四国事務所 総務課防災専門官	大石 武洋
17	1号委員	中国四国防衛局	局長	田實 博幸	地方調整課長	矢鳴 智樹
18	2号委員	陸上自衛隊第15即応機動連隊	連隊長	徳淵 文雄	第3科長	赤間 陽介
19	3号委員	香川県教育委員会	教育長	淀谷 圭三郎		
20	4号委員	香川県警察本部	本部長	岡本 慎一郎		
21	5号委員	香川県	副知事	大山 智	危機管理総局 参	安藤 毅
22	5号委員	香川県政策部	小豆保健所長	小倉 永子	危機管理総局 参	定浪 裕紀
23	5号委員	香川県危機管理総局	総局長	石川 恵市	危機管理総局 参	石井 一暢
24	5号委員	香川県健康福祉部	部長	長尾 英司	危機管理総局 参	久保 幸司
25	5号委員	香川県農政水産部	部長	桑原 仁	危機管理総局 参	藪木 泰伸
26	5号委員	香川県土木部	部長	鈴木 通仁	危機管理総局 参	横関 則夫
27	5号委員	香川県広域水道企業団	事務局長	植松 和弘	危機管理総局 参	藤倉 健生
					危機管理総局 参	平池 岳弘
					危機管理総局 参	井元 多恵
					危機管理総局 参	塩田 広宣
					危機管理総局 参	西山 正敏

28	6号委員	香川県市長会(三豊市長)	会 長	山 下 昭 史		
29	6号委員	香川県町村会(宇多津町長)	会 長	谷 川 俊 博		
30	6号委員	香川県消防長会 (高松市消防局長)	会 長	石 尾 浩 昭	高松市消防局長兼 消防防災課長	多 田 武 玄
31	6号委員	公益財団法人香川県消防協会	会 長	長 尾 庄 司		
32	7号委員	日本郵便(株)四国支社	総 務 部 長	岡 実 喜 義		
		日本郵便(株)高松中央郵便局			総 務 部 長	岡 大 五 郎
33	7号委員	日本銀行高松支店	支 店 長	大 塚 竜		
34	7号委員	日本赤十字社香川県支部	総 務 課 長	加 藤 禎 子	事業推進課課長 補佐(兼) 講習普及係長	山 本 真 紀
35	7号委員	日本放送協会高松放送局	局 長	岡 本 幸 江		
36	7号委員	独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社 吉野川本部	本 部 長	津 久 井 正 明	施設管理課長	尾 島 知
37	7号委員	西日本高速道路(株)四国支社 香川高速道路事務所	所 長	石 黒 政 幸	統 括 課 長	足 立 憲 次
38	7号委員	本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター	所 長	田 村 正	副 所 長	箕 戸 喜 一
39	7号委員	四国旅客鉄道(株)	安全推進室長	山 内 條 生	安 全 推 進 室 副 室 長	坂 中 真 文
40	7号委員	西日本電信電話(株)香川支店	支 店 長	徳 永 久 雄		
41	7号委員	日本通運(株)四国支店	支 店 長	井 藤 美 智 子		
42	7号委員	中国電力(株)岡山支社	執 行 役 員 岡 山 支 社 長	越 磨 潔		
43	7号委員	四国電力(株)香川支店	執 行 役 員 香 川 支 店 長	松 井 勝 也	香 川 支 店 総 務 部 長	内 海 英 樹
44	7号委員	四国ガス(株)高松支店	取 締 役 長	竹 内 広 一		
45	7号委員	高松琴平電気鉄道(株)	ビル管理センター 所 長	坂 本 純 子	工 務 部 長	多 田 賢 二
46	7号委員	西日本放送(株)	報 道 制 作 局 報 道 業 務 部 次 長	鴨 居 真 理 子		
47	7号委員	(株)四国新聞社	常 務 取 締 役 長 編 集 局 長	桑 井 弘 之		
48	7号委員	(株)瀬戸内海放送	取 締 役 専 務 員 執 行 役 員	新 開 得 央		
49	7号委員	香川県離島航路事業協同組合	四 国 汽 船 株 式 会 社	白 木 梓		
50	7号委員	公益社団法人香川県看護協会	専 務 理 事	田 中 邦 代		
51	7号委員	一般社団法人香川県医師会	会 長	久 米 川 啓	常 任 理 事	廣 瀬 友 彦
52	8号委員	かがわ自主ぼう連絡協議会	会 長	岩 崎 正 朔		
53	8号委員	香川県女性防火クラブ連絡協議会	会 長	藤 井 邦 子		
54	8号委員	国立大学法人香川大学	名 誉 教 授	白 木 渡		
55	8号委員	国立大学法人香川大学四国危機管理 教育・研究・地域連携推進機構 地域強靱化研究センター	特 命 准 教 授	磯 打 千 雅 子		
56	8号委員	香川県議会	議 員(総務委員 会 委 員 長)	氏 家 孝 志		
57	8号委員	かがわ自主ぼう連絡協議会	理 事	吉 田 静 子		
58	8号委員	香川県防災士会	事 務 局 長	高 橋 真 里		
59	8号委員	一般社団法人香川県婦人団体連絡協議会	会 長	高 岡 令 子		
60	8号委員	社会福祉法人香川県社会福祉協議会	地 域 福 祉 部 長	十 河 真 子		
計				60名		36名

17-5 香川県石油コンビナート等防災本部 本部員・幹事名簿

本部長 香川県知事 池田 豊人

(令和5年10月1日現在)

NO.	区分	本 部 員	幹 事
		職 名	職 名
1	1号本部員	中国四国管区警察局四国警察支局長	災害対策官
2		中国四国産業保安監督部四国支部長	保安課長
3		四国地方整備局長	香川河川国道事務所長 高松港湾・空港整備事務所長
4		高松海上保安部長	警備救難課長
5		香川労働局長	健康安全課長
6	2号本部員	陸上自衛隊第15即応機動連隊長	第3科長
7	3号本部員	香川県警察本部長	警備課災害対策室長
8	4号本部員	香川県危機管理総局長	危機管理総局参事(政策部次長)
			危機管理総局参事(総務部次長)
			危機管理総局参事(環境森林部次長)
			危機管理総局参事(健康福祉部次長)
			危機管理総局参事(商工労働部次長)
			危機管理総局参事(交流推進部次長)
			危機管理総局参事(農政水産部次長)
			危機管理総局参事(土木部次長)
			危機管理総局参事(病院局長)
			危機管理総局参事(教育次長)
危機管理総局参事(警察本部警備部参事官)			
9	5号本部員	坂出市長	副市長
			教育長
			総務部長
			市民生活部長
			健康福祉部長
			建設経済部長
			教育部長
10	6号本部員	宇多津町長	危機管理課主幹
11		高松市長	危機管理課長
12	7号本部員	坂出市消防長	予防課長
13		高松市消防局長	予防課長
14	8号本部員	コスモ石油(株)坂出物流基地長	坂出コスモ興産(株)基地管理部防災課長
			三菱ケミカル(株)香川事業所 環境安全部 保安グループマネージャー
			四国電力(株)火力本部坂出發電所 業務課長
			ライオンケミカル(株)オレオケミカル事業所 安全環境管理課長
			川崎重工業(株)坂出工場 総務部総務課長
15	9号本部員	日本赤十字社香川県支部総務課長	事業推進課課長補佐(兼)講習普及係長
16		(一社)坂出市医師会長	副会長
17		日本放送協会高松放送局長	放送部長
18		西日本放送(株)代表取締役社長	報道制作部長
19		榊瀬戸内海放送 専務執行役員	報道クリエイティブユニット統括マネージャー
20		四国経済産業局長	広報・情報システム防災担当参事官
21		(公社)香川県看護協会 第4支部	(公社)香川県看護協会 第4支部
合計		21名	42名

17-6 防災関係機関連絡先

国（指定行政機関）防災担当課一覧

機 関 名	担 当 課	郵便番号	住 所	電話番号
内閣官房	内閣官房副長官補 (事態処理、危機管理担当)付	100-8968	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111
内閣府	大臣官房総務課	100-8914	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111
	政策統括官(防災担当)付 参事官(総合担当)付	100-8914	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111
警察庁	警備局警備課	100-8974	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-3581-0141
金融庁	総務企画局政策課	100-8967	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-1	03-3506-6000
消費者庁	総務課	100-8958	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1	03-3507-8800
総務省	大臣官房総務課	100-8926	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-5111
法務省	大臣官房秘書課広報室	100-8977	東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1	03-3580-4111
外務省	大臣官房総務課	100-8919	東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1	03-3580-3311
財務省	大臣官房総合政策課	100-8940	東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1	03-3581-4111
文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設企画課	100-8959	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2	03-5253-4111
文化庁	政策課総務係	100-8959	東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2	03-5253-4111
厚生労働省	大臣官房総務課	100-8916	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	03-5253-1111
農林水産省	大臣官房地方課災害総合対策室	100-8950	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1	03-3502-8111
経済産業省	大臣官房総務課	100-8901	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511
資源エネルギー庁	総合政策課	100-8931	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	100-8912	東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1	03-3501-1511
国土交通省	水管理・国土保全局防災課	100-8918	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	03-5253-8111
国土地理院	企画部防災推進室	305-0811	茨城県つくば市北郷 1	029-864-1111
気象庁	総務部企画課	105-8431	東京都港区虎ノ門 3-6-9	03-6758-3900
海上保安庁	警備救難部環境防災課	100-8976	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	03-3591-6361
環境省	大臣官房総務課	100-8975	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	03-3581-3351
原子力規制委員会	原子力災害対策・核物質防護課	106-8450	東京都港区六本木 1-9-9	03-3581-3352
防衛省	防衛政策局運用政策課	162-8801	東京都新宿区市谷本村町 5-1	03-5366-3111
消防庁	防 災 課	100-8927	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2	03-5253-7525
	〃 防災情報室			03-5253-7526
	〃 応急対策室			03-5253-7527
	予防課特殊災害室			03-5253-7528
	消防・救急課			03-5253-7522
	消防防災・危機管理センター(開庁時間外)			03-5253-7777

都道府県防災担当課一覧

都道府県	担 当 課		郵便番号	住 所	電話番号
北海道	総務部危機対策局	危機対策課	060-8588	札幌市中央区北3条西6	011-204-5007
青森県	危機管理局	防災危機管理課	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9089
岩手県	復興防災部	防災課	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5155
宮城県	復興・危機管理部	復興・危機管理総務課	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2382
秋田県	総務部	総合防災課	010-8572	秋田市山王3-1-1	018-860-4563
山形県	防災くらし安心部	防災危機管理課	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-3039
福島県	危機管理部	災害対策課	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7194
茨城県	生活環境部防災・危機管理局	防災・危機管理課	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-2879
栃木県	県民生活部	危機管理課	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2136
群馬県	総務部	危機管理課	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2255
埼玉県	危機管理防災部	危機管理課	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-8121
千葉県	防災危機管理部	危機管理課	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2175
東京都	総務局総合防災部	防災対策課	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5388-2456
神奈川県	くらし安全防災局防災部	危機管理防災課	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-3425
新潟県	防災局	危機対策課	950-8570	新潟市新光町4-1	025-282-1638
富山県	危機管理局	防災・危機管理課	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-9670
石川県	危機管理監室	危機対策課	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1482
福井県	安全環境部	危機対策・防災課	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0308
山梨県	防災局	防災危機管理課	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1432
長野県	危機管理部	危機管理防災課	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7184
岐阜県	危機管理部	防災課	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1125
静岡県	危機管理部	危機対策課	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2072
愛知県	防災安全局	災害対策課	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6192
三重県	防災対策部	災害対策課	514-8570	津市広明町13	059-224-2189
滋賀県	防災危機管理局	危機管理室	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3436
京都府	危機管理部	災害対策課	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4475
大阪府	危機管理室	災害対策課	540-8570	大阪市中央区大手前3-1-43	06-6944-6478
兵庫県	危機管理部	災害対策課	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-9988
奈良県	総務部知事公室	防災統括室	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8425
和歌山県	危機管理局	災害対策課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2262
鳥取県	危機管理局	危機管理政策課	680-8570	鳥取市東町1-271	0857-26-7584
島根県	防災部	防災危機管理課	690-8501	松江市殿町1	0852-22-6353
岡山県		危機管理課	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7293
広島県	危機管理監	危機管理課	730-8511	広島市中区基町10-52	082-511-6720
山口県	総務部	防災危機管理課	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-2360
徳島県	危機管理部	防災対策推進課	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2281
香川県	危機管理総局	危機管理課	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3111
愛媛県	県民環境部防災局	防災危機管理課	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2335
高知県	危機管理部	危機管理・防災課	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9320
福岡県	総務部防災危機管理局	防災企画課	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3112
佐賀県	政策部	危機管理防災課	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7026
長崎県	危機管理監	危機管理課	850-8570	長崎市尾上町3-1	095-895-2143
熊本県	知事公室	危機管理防災課	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2115
大分県	生活環境部	防災対策企画課	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-3115
宮崎県	総務部危機管理局	危機管理課	880-8501	宮崎市橋通東2-10-1	0985-26-7066
鹿児島県	危機管理防災局	危機管理課	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2268
沖縄県	知事公室	防災危機管理課	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2143

市町防災担当課一覧

市 町	担当課	郵便番号	住 所	電話番号
高 松 市	総務局危機管理課	760-8571	高松市番町 1-8-15	087-839-2184
丸 亀 市	市長公室危機管理課	763-8501	丸亀市大手町 2-4-21	0877-25-4006
坂 出 市	総務部危機管理課	762-8601	坂出市室町 2-3-5	0877-44-5023
善通寺市	総務部自治防災課	765-8503	善通寺市文京町 2-1-1	0877-63-6338
観音寺市	総務部危機管理課	768-8601	観音寺市坂本町 1-1-1	0875-23-3940
さぬき市	総務部危機管理課	769-2195	さぬき市志度 5385-8	087-894-1115
東かがわ市	総務部危機管理課	769-2792	東かがわ市湊 1847-1	0879-26-1235
三 豊 市	総務部危機管理課	767-8585	三豊市高瀬町下勝間 2373-1	0875-73-3119
土 庄 町	総 務 課	761-4192	土庄町淵崎甲 1400-2	0879-62-7000
小豆島町	総務部総務課	761-4492	小豆島町片城甲 44-95	0879-82-7001
三 木 町	総 務 課	761-0692	三木町大字氷上 310	087-891-3301
直 島 町	総 務 課	761-3110	直島町 1122-1	087-892-2222
宇多津町	危 機 管 理 課	769-0292	宇多津町 1881	0877-49-8027
綾 川 町	総 務 課	761-2392	綾川町滝宮 299	087-876-1906
琴 平 町	企 画 防 災 課	766-8502	琴平町榎井 817-10	0877-75-6711
多度津町	総務課危機管理室	764-8501	多度津町栄町 3-3-95	0877-33-1110
まんのう町	総 務 課	766-0022	まんのう町吉野下 430	0877-73-0100

警察本部等一覧

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号
警察本部 (警備課)	760-8579	高松市番町 4-1-10	087-833-0110
東かがわ 警察 署	769-2601	東かがわ市三本松 1723-2	0879-25-0110
さぬき 警察 署	769-2101	さぬき市志度 1028-1	087-894-0110
高 松 東 警察 署	761-0702	三木町大字平木 56-4	087-898-0110
小 豆 警察 署	761-4421	小豆島町苗羽甲 1351-1	0879-82-0110
高 松 北 警察 署	760-8511	高松市西内町 2-30	087-811-0110
高 松 南 警察 署	761-8511	高松市多肥上町 1251-8	087-868-0110
高 松 西 警察 署	761-2305	綾川町滝宮 1332-1	087-876-0110
坂 出 警察 署	762-0011	坂出市江尻町 1204-1	0877-46-0110
丸 亀 警察 署	763-0055	丸亀市新田町 1-7	0877-22-0110
琴 平 警察 署	766-0003	琴平町五條 620-1	0877-75-0110
三 豊 警察 署	767-0011	三豊市高瀬町下勝間 2516-4	0875-72-0110
観 音 寺 警察 署	768-0066	観音寺市昭和町 2-1-55	0875-25-0110

消防本部一覧

機 関 名	郵便番号	住 所	電話番号	F A X番号
高 松 市 消 防 局	760-8571	高松市番町 1-8-15	087-861-2502	087-861-2504
丸 亀 市 消 防 本 部	763-0034	丸亀市大手町 2-1-37	0877-25-0119	0877-24-5050
坂 出 市 消 防 本 部	762-0003	坂出市久米町 1-17-23	0877-46-0119	0877-46-0191
善 通 寺 市 消 防 本 部	765-0013	善通寺市文京町 4-1-3	0877-64-0119	0877-62-0119
多 度 津 町 消 防 本 部	764-0033	多度津町大字青木 951-8	0877-33-0119	0877-33-2554
三 観 広 域 行 政 組 合 消 防 本 部	768-0067	観音寺市坂本町 1-1-7	0875-24-0119	0875-23-3975
大 川 広 域 消 防 本 部	769-2516	東かがわ市土居 82-1	0879-24-0119	0879-25-0119
小 豆 地 区 消 防 本 部	761-4106	土庄町甲 557-10	0879-62-2220	0879-62-2456
仲 多 度 南 部 消 防 組 合 消 防 本 部	766-0003	琴平町五条 313	0877-73-4211	0877-75-3119

17-7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<p>(基本額)</p> <p>避難所設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とし、</p> <p style="text-align: center;">1人 1日当たり 350円以内</p> <p>高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	法第4条第1項第1号の避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。	<p>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</p> <p>2 避難に当たったの輸送費は別途計上</p> <p>3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。</p>
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	<p>○建設型応急住宅</p> <p>1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</p> <p>2 基本額 1戸当たり 6,883,000円以内</p> <p>3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費。</p>	災害発生の日から20日以内着工	<p>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,883,000円以内とする。</p> <p>2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる）</p> <p>3 高齢者等の要援護者等数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間は2年以内</p>
		<p>○賃貸型応急住宅</p> <p>1 規模 建設型応急住宅に準じる</p> <p>2 基本額 地域の実情に応じた額</p>	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	<p>1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>2 供与期間は建設型応急住宅と同様。</p>
炊き出しその他による食品の給与	<p>1 避難所に避難している者</p> <p>2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</p>	1人1日当たり 1,330円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物質の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全 壊 全 焼 流 失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
			冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
冬	10,400		13,600	19,400	23,000	29,000	3,800		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（燃）し、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 2 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 3 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の	1 住家の被害拡大を防止するための緊急の修理 1世帯当たり 51,500円 2 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分 1世帯当たり次に掲げる額以内とする。 ア イに掲げる世帯以外の世帯 717,000円 イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損壊により被害を受けた世帯 348,000円	住家の被害拡大を防止するための緊急の修理 災害発生の日から10日以内 災害発生の日から3ヶ月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対						

	損傷を受けた者		策本部が設置された 災害にあつては、6 月以内)	
--	---------	--	--------------------------------	--

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（※2）、中学校生徒（※3）及び高等学校等生徒（※4）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,200円 中学校生徒 5,500円 高等学校等生徒 6,000円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 226,100円以内 小人（12歳未満） 180,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,600円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,700円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 140,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 22,500円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,800円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 16,000円以内 救急救命士 15,700円以内 土木技術者、建築技術者 16,800円以内 大工 25,800円以内 左官 25,000円以内 とび職 25,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	1 時間外勤務手当は、日当の額を基礎とし、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。 2 旅費は、日当の額を基礎とし、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の規定により定められた額の範囲内において、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。

- ※1 この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。
- ※2 義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。
- ※3 義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。
- ※4 高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

17-8 被災者生活再建支援制度の概要

1 対象となる自然災害

対象災害は、自然災害によるもので、下記に該当する災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり(合併した年と続く5年間の特例措置)

2 対象世帯

上記1の対象となる自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(①から④までに掲げる世帯を除く)

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住家の被害程度		全壊 (2①に該当)	半壊→解体 (2②に該当)	長期避難 (2③に該当)	大規模半壊 (2④に該当)
支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)(中規模半壊以外の世帯)

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借(公営以外)
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
	単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は

100)万円

③ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)(中規模半壊世帯)

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借(公営以外)
支給額	複数世帯	100万円	50万円	25万円
	単身世帯	75万円	37.5万円	18.75万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で100(又は50)万円

4 支援金の支給申請

① 申請窓口

市町

② 申請時の添付書類

ア 基礎支援金

・罹災証明書

・住民票 等

イ 加算支援金

・契約書(住宅の購入、賃借等) 等

③ 申請期間

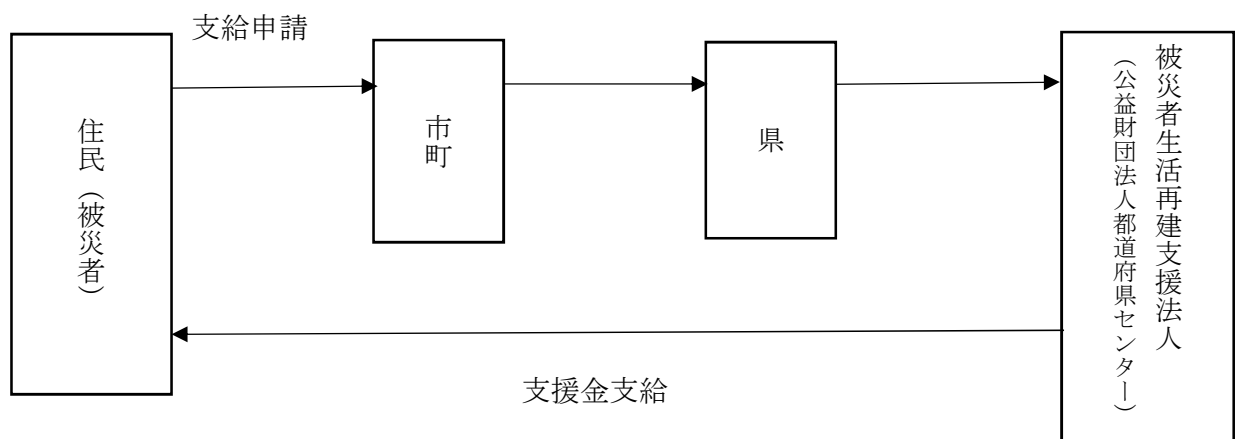
ア 基礎支援金

災害発生日から13月以内

イ 加算支援金

災害発生日から37月以内

5 支援金支給の流れ



17-9 義援金・義援物資の受入・配分マニュアル

1. 目的

大規模災害発生時において、県民及び他の都道府県等から寄託された義援金及び義援物資を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務について示すものである。

2. 義援金

① 募集

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、募集方法、募集期間等を定めて実施する。
なお、全国的に募集する必要があると認められる場合は、日本赤十字社香川県支部にあつては本社を通じて各都道府県に、香川県共同募金会にあつては直接各都道府県の共同募金会に募集の依頼を行うものとする。

② 受付

県は、知事あての見舞金の受付を行う。

市町は、義援金の受入体制を確立しておくものとする。

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、それぞれに寄託された義援金の受付を行う。

③ 保管

県は、県に日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会より配分された義援金を各市町に配分するまでの間、一時保管を行う。

④ 配分

県は、義援金等の市町に対する配分を義援金収集体等で構成する第三者機関である配分委員会で決定する。

○基本的な配分比

人的被害		住家被害		
人数×倍数		世帯数×倍数		
死者	重傷者	全壊	半壊	床上浸水
1	0.5	1	0.5	0.1

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、配分委員会に参画し、義援金の市町に対する配分を、配分委員会で決定する。

市町は、県等から送付された義援金を関係団体の協力を得て被災者に配分するものとする。

3. 義援物資

① 受入の基本方針

ア 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。

腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けないものとする。

物資の梱包は、単一物資梱包とし、複数の物資、種類を梱包しないよう依頼する。また、一方的な物資の送り出しは控えるように依頼する。

イ 小口・混載の義援物資を送ることは被災地方公共団体の負担となることから、個人からの義援物資については、災害直後は原則として受け取らないこととする。

災害直後に不特定多数からの小口の義援物資を、必要としている被災者に、必要としているものを、必要としている時期に、分類・区分けして配布することは、事実上不可能であるため、申し出を辞退する。

被災者へ善意を寄せていただける場合は、義援金での支援に理解を求め、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

ウ 被災地支援に関する知識を整理し、そのニーズに合った義援物資の受入を行う。

② 受入体制の広報

県及び市町等は、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

その際、報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、被災地支援に関する知識を整理し、そのニーズに沿った義援物資の受入及び送付を行うため、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努める。

ア 必要としている物資とその数量

イ 義援物資の受付窓口

ウ 義援物資の送付先、送付方法

エ 個人からは、原則として、原則日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会への義援金として受付けること。

オ 一方的な義援物資の送り出しは、受入側の支障となるため行わないこと

③ 受入場所

県が指定する場所

④ 配分

県は、市町に対する配分を決定し、関係団体の協力を得て市町の指定する場所まで輸送し、市町に引き渡すものとする。

市町は、県等から送付された義援物資を関係団体の協力を得て被災者に配分するものとする。

17-10 ケーブルテレビの現況

R6.3.31現在

対象市町	事業主体	開局年月日	対象世帯数 加入世帯数 加入率 (%)
高松市 さぬき市 東かがわ市 三木町 (一部)	(株)ケーブルメディア四国 (CMS)	H8.10.1	234,142世帯 73,094世帯 (31.2%)
坂出市 宇多津町	KBN(株) (KBN)	S60.10.1	30,000世帯 15,442世帯 (51.5%)
丸亀市 多度津町 まんのう町 琴平町	中讃ケーブルビジョン(株) (CVC)	H1.11.1	54,090世帯 16,880世帯 (31.2%)
観音寺市 三豊市の一部	三豊ケーブルテレビ放送(株) (MCB)	S62.11.1	35,818世帯 10,902世帯 (30.4%)

17-11 自主防災組織の現況

区分 市町名	令和6年4月1日現在の 自主防災組織活動力パー率(%) (速報値)	(参考) 令和5年4月1日現在の 自主防災組織活動力パー率(%)
高 松 市	100.0	100.0
丸 亀 市	100.0	100.0
坂 出 市	100.0	100.0
善 通 寺 市	100.0	100.0
観 音 寺 市	93.4	93.3
さ ぬ き 市	94.5	90.0
東 か が わ 市	97.4	98.1
三 豊 市	78.3	78.1
土 庄 町	100.0	100.0
小 豆 島 町	100.0	100.0
三 木 町	97.7	97.6
直 島 町	100.0	100.0
宇 多 津 町	95.3	96.8
綾 川 町	100.0	100.0
琴 平 町	100.0	100.0
多 度 津 町	79.8	79.3
ま ん の う 町	99.2	99.3
県 計	97.4	97.2

17-12 公共施設等の耐震改修状況

令和5年10月1日現在

	全棟数 A	昭和57年 以降棟数 B	昭和56年 以前棟数 C	耐震診断 実施棟数 D	耐震診断 実施率 E(D/C)	耐震改修 済等棟数 F	耐震化 済棟数 G(B+F)	耐震化率 H(G/A)
高松市	472	239	233	233	100.0%	230	469	99.4%
丸亀市	197	93	104	104	100.0%	98	191	97.0%
坂出市	97	47	50	50	100.0%	50	97	100.0%
善通寺市	53	26	27	27	100.0%	27	53	100.0%
観音寺市	75	54	21	19	90.5%	9	63	84.0%
さぬき市	85	60	25	25	100.0%	23	83	97.6%
東かがわ市	37	30	7	7	100.0%	6	36	97.3%
三豊市	91	76	15	15	100.0%	13	89	97.8%
土庄町	37	19	18	16	88.9%	16	35	94.6%
小豆島町	44	25	19	15	78.9%	14	39	88.6%
三木町	47	36	11	11	100.0%	11	47	100.0%
直島町	14	9	5	5	100.0%	5	14	100.0%
宇多津町	25	10	15	15	100.0%	15	25	100.0%
綾川町	50	25	25	24	96.0%	20	45	90.0%
琴平町	26	15	11	11	100.0%	10	25	96.2%
多度津町	46	21	25	23	92.0%	23	44	95.7%
まんのう町	59	39	20	20	100.0%	20	59	100.0%
市町計	1,455	824	631	620	98.3%	590	1,414	97.2%
(参考) R4.10.1市町計	1,477	818	659	646	98.0%	610	1,428	96.7%

県	229	170	59	59	100.0%	59	229	100.0%
(参考) R4.10.1県	229	170	59	59	100.0%	59	229	100.0%

県+市町	1,684	994	690	679	98.4%	649	1,643	97.6%
(参考) R4.10.1県+市町	1,706	988	718	705	98.2%	669	1,657	97.1%

※防災拠点となる公共施設等とは、地方公共団体が所有・管理する施設のうち、以下のものを指します。

区分	防災拠点となる施設
①社会福祉施設	全ての施設
②文教施設（校舎・体育館）	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
③庁舎	災害応急対策の実施拠点となる施設
④公民館等	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
⑤体育館	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設
⑥診療施設	地域防災計画に医療救護施設として位置付けられている施設
⑦警察本部・警察署等	全ての施設
⑧消防本部・消防署所	全ての施設
⑨その他（上記以外）	指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設

第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～7年度）

【総括編】

1. 目的

本県は、過去に昭和南海地震等により、大きな被害を受けており、今後も地震による被害発生の危険性が高い地域である。

このため、平成28年度に策定した地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災対策上、整備の緊急性の高い箇所・施設についての整備を推進してきた。

しかしながら、この第5次五箇年計画（平成28年度～令和2年度）においては、令和2年度末時点で、一部事業の未達成箇所が発生している。さらに社会状況の変化等により、整備の緊急性の高い箇所・施設が増加しているという状況にある。

このため、第5次五箇年計画の事業未達成部分を含め、再度、地震防災対策上、整備すべき緊急性の高い項目を総合的に判断・抽出し、第6次五箇年計画（令和3年度～令和7年度）の策定を行うことにより、各種施設の緊急的な整備を図り、県土の安全性の向上に努めるものである。

なお、本県域では、南海トラフ地震による被害発生が最も懸念されているところであり、平成18年3月に改正された地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、南海トラフ地震等に係る被害想定を踏まえ、数値目標をはじめとする地震防災対策の実施目標を本県地域防災計画で定めた上で本五箇年計画の作成を行うこととする。

2. 計画対象地域の概要

(1) 想定される地震災害の位置づけ

本県では、阪神・淡路大震災を教訓として、海溝型（南海トラフ地震）及び内陸型の大規模な地震が発生した場合を想定して、地震防災対策の強化・推進を図るため、「香川県地震・津波被害想定調査」を行い、その結果については、平成24、25年度に公表を行った。

なお、これらの被害想定については、本県の地震防災対策の基礎として、本県地域防災計画にも記載している。

(2) 想定される地震災害の概要

計画対象区域における想定地震及び被害想定等の概要等は、以下のとおりとなっている。

① 想定地震

香川県地震被害想定において、過去に被害の発生した地震や近年の地震発生状況等から、県域に大きな被害を及ぼす恐れのある南海トラフ地震などのようなプレートの沈み込みによる海溝型の地震2ケースと活断層による内陸型の地震2ケースの合計4ケースを想定した。

表-1 想定地震

	地震タイプ	震源域
想定地震1	海溝型地震	南海トラフの最大クラスの地震
想定地震2	海溝型地震	南海トラフの発生頻度の高い地震
想定地震3	直下型地震	長尾断層で発生する地震
想定地震4	直下型地震	中央構造線で発生する地震

② 想定震度分布図 図-1～図-4 のとおり

③ 被害想定等の概要 表-2 のとおり

(3) 計画対象区域

今後30年以内の発生確率が70～80%とされている南海トラフ地震で、最大クラスの地震が発生した場合、多くの地域で震度6弱以上の揺れが発生すると想定していることから、人的及び物的被害の発生防止及び被害の軽減を図るため、計画対象地域は県全域とする。

図-1～図-4・表-2（略）

3. 地震防災対策の実施に関する目標

本県地域防災計画において「地震防災対策の実施に関する目標」（地震防災対策特別措置法第1条の2）を定めたと
ころであり、その内容については、次のとおりである。

<被害軽減の目標（減災目標）>

今後5年間（令和7年度まで）で大規模地震による人的・物的被害をゼロに近づける。

<減災を実現するための目標と対策>

I 強い揺れへの備え

◇ 建築物・住宅の耐震化

- 住宅の耐震化率を令和7年までに91%にする。（平成30年82%）

- ・ 市町と連携し、「県民が気軽に耐震改修を実施できる体制づくり」、「『住宅の耐震化』の重要性を認識してもらうためのきっかけづくり」、「耐震診断をした住宅を耐震改修工事に確実につなげるための仕組みづくり」の3つを柱として普及啓発や耐震補助制度の活用を図り、住宅の耐震診断・改修を促進（土木部）

- 家具、給湯設備、自動販売機の転倒、ブロック塀等の倒壊、窓ガラス等の落下・飛散等を防止する。

◇ ライフライン、公共施設の耐震化

- 県内水道施設（基幹的な水道管）の耐震化率を令和7年度までに33%にする。（令和2年度末23.9%）

- ・ 水道事業者による水道施設の計画的な耐震化や国庫補助制度の積極的な活用を促進（政策部）

- 緊急輸送道路の橋梁のうち、道路防災総点検で耐震補強が必要とされた橋梁の整備率を令和7年度末までに100%にする。（令和3年度末98%）

- ・ 緊急輸送道路の橋梁の耐震化を推進（土木部）

◇ 土砂災害の防止

- ハザードマップ（土砂災害）を整備する。

- ・ 市町による土砂災害のハザードマップの作成を支援（環境森林部、土木部）

- 民有林の山地災害危険地区における治山施設を令和7年度までに75箇所整備する。

- ・ 森林整備保全計画に基づき山地災害危険地区を計画的に整備（環境森林部）

- 土石流危険渓流（ランクⅠ）における砂防施設の整備率を令和7年度までに29.1%にする。（令和3年度末26.7%）

- ・ 砂防事業を実施（土木部）

- 地すべり危険箇所における地すべり防止施設を令和7年度までに2箇所整備する。（令和3年度末12箇所）

- ・ 地すべり対策事業を実施（土木部）

- 急傾斜地崩壊危険箇所（ランクⅠの自然がけ）における急傾斜地崩壊防止施設の令和7年度までに37.4%にする。（令和3年度末36.8%）

- ・ 急傾斜地崩壊対策事業を実施（土木部）

- 令和4年度までに22箇所の防災上重要な中小規模ため池耐震化整備を実施する。

- ・ 防災上重要な中小規模ため池の耐震化整備を推進（農政水産部）

- 令和7年度までに3,651箇所のため池整備（全面改修）を目指す。（令和2年度末3,541箇所）

- ・ 老朽ため池の整備を推進（農政水産部）

- 液状化災害を予防する。

- ・ 液状化危険度予測図の周知（危機管理総局）

II 津波に対する備え

◇ 津波避難対策

- 沿岸を有する市町において、津波避難計画に関する取組みの充実を図る。

- ・ 市町津波避難計画の見直しを支援（危機管理総局）

- 沿岸を有する市町において、津波ハザードマップに関する取組みの充実を図る。

- ・ 津波浸水予測図の周知、市町による津波ハザードマップ作成を支援（危機管理総局）

◇ 河川・海岸堤防の整備

- 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行う。

- ・ 地震・津波対策海岸堤防等整備事業のⅠ期計画延長に対する整備率 65.7%（R2）→ 100%（R6）（農政水産部、土木部）

III 地震・津波に強い地域づくり

◇ 地震、津波等に対する正確な知識や日頃の備えの普及啓発

- 県民一人ひとりが高い防災意識を持ち災害に対する備えを行う。

- ・ 防災啓発パンフレットを作成、配布等（危機管理総局）

- ・ ハザードマップ（津波、高潮、洪水、土砂災害）の作成を促進（危機管理総局、土木部、環境森林

部)

- ・ 学校における防災教育を推進（危機管理総局、教育委員会）
- ・ 自治会等へ県職員が訪問し、防災対策を説明する県政出前懇談会を開催（危機管理総局）
- ・ 災害の疑似体験等ができる香川県防災センターを運営（危機管理総局）
- 防災アプリ「香川県防災ナビ」のダウンロード件数及び防災情報メールの登録件数を令和7年度までに57,000件にする。（令和3年度末53,130件）
- ◇ 自主防災活動の促進・強化
 - 自主防災組織の活動カバー率を令和7年度までに100%にする。（令和4年4月1日現在97.2%）
 - ・ 自主防災組織による実践的な防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修に係る市町事業を支援（危機管理総局）
 - ・ 自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を開催（危機管理総局）
 - NPO法人日本防災士機構が認定する防災士数を令和7年度までに4,250人にする。（令和4年10月末現在3,261人）
 - ・ 市町を通じて、防災士資格取得費用の一部を助成（危機管理総局）
 - ・ 防災士養成講座に県職員を講師として派遣（危機管理総局）
 - 地区防災計画の策定数を令和7年度までに63地区にする。（令和3年度末46地区）
 - ・ 「地区防災計画策定の手引き」の作成やアドバイザー派遣等による策定支援（危機管理総局）
 - ・ 地区防災計画策定に係る費用の一部を補助（危機管理総局）
- ◇ 事業所と地域との連携
 - 事業所と地域の連携を深める。
 - ・ 大規模小売店舗等の地域貢献活動を検討（商工労働部）
- ◇ 避難行動要支援者への対応
 - 避難行動要支援者の避難支援体制を整備する。
 - ・ 避難行動要支援者支援体制を検討（危機管理総局、健康福祉部）
- ◇ 複合災害の防止
 - 土砂災害の防止（再掲）
 - 海岸保全施設の整備（再掲）

4. 計画項目及び事業量・事業費（地震防災緊急事業五箇年計画総括表）

事業項目	事業量		事業費 (百万円)
1号 避難地	h a	箇所	
2号 避難路	k m	箇所	
3号 消防用施設	67	箇所	2,606
4号 消防活動用道路	0.3 k m	2 箇所	745
5号 緊急輸送道路等			
5-1号 緊急輸送道路	11.2 k m	19 箇所	22,552
5-2号 緊急輸送交通管制施設	10	箇所	30
5-3号 緊急輸送ヘリポート		箇所	
5-4号 緊急輸送港湾施設		箇所	
5-5号 緊急輸送漁港施設		箇所	
6号 共同溝等	1.3 k m	6 箇所	1,874
7号 医療機関		施設	
8号 社会福祉施設	1	施設	500
8の2号 公立幼稚園		棟	学校
9号 公立小中学校等			
9-1号 校舎		棟	学校
9-2号 屋内運動場		棟	学校
9-3号 寄宿舎		棟	学校
10号 公立特別支援学校			
10-1号 校舎		棟	学校
10-2号 屋内運動場		棟	学校
10-3号 寄宿舎		棟	学校
11号 公的建造物	2	施設	561
12号 海岸・河川			
12-1号 海岸保全施設	33	箇所	12,300 m ^{※1}
12-2号 河川管理施設	18	箇所	7,900 m ^{※1}
13号 砂防設備等			
13-1号 砂防設備	41	箇所	8,550
13-2号 保安施設	75	箇所	2,800
13-3号 地すべり防止施設	2	箇所	173
13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	4	箇所	1,181
13-5号 ため池	120	箇所	10,165
14号 地域防災拠点施設	1	施設	614
15号 防災行政無線		箇所	
16号 飲料水施設・電源施設等	5	箇所	1,784
17号 備蓄倉庫		箇所	
18号 応急救護設備等		基	
19号 老朽住宅密集対策	h a	箇所	
合計			62,765

※堤防・護岸距離

【施設別編】以下(略)

17-14 広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

令和3年4月1日現在

番号	拠点名称	所在地	管理者	対象
1	高松市東部運動公園	高松市高松町	高松市	警察・消防・自衛隊
2	高松市西部運動センター	高松市鬼無町	高松市	警察・消防・自衛隊
3	高松市南部運動場	高松市三谷町	高松市	警察・消防
4	サンメッセ香川	高松市林町	穴吹エンタープライズ(株)	警察・消防・自衛隊
5	県総合運動公園	高松市生島町	いくしまスポーツチャレンジ共同体	警察・消防・自衛隊
6	県消防学校	高松市生島町	香川県	警察・消防
7	香東川公園成合運動広場	高松市円座町	香川県	警察・消防・自衛隊
8	屋島競技場	高松市屋島中町	高松市	警察・消防・自衛隊
9	東部下水処理場	高松市屋島西町	高松市	警察・消防・自衛隊
10	県立香川中央高等学校	高松市香川町大野	香川県教育委員会	警察・消防・自衛隊
11	ホテルと文化の里運動場	高松市塩江町安原上	高松市	警察・消防・自衛隊
12	県立高松北中学校・高松北高等学校	高松市牟礼町牟礼	香川県教育委員会	警察・消防・自衛隊
13	牟礼中学校	高松市牟礼町牟礼	高松市教育委員会	警察・消防・自衛隊
14	牟礼図書館	高松市牟礼町牟礼	高松市教育委員会	警察・消防
15	牟礼小学校	高松市牟礼町大町	高松市教育委員会	警察・消防
16	牟礼北小学校	高松市牟礼町牟礼	高松市教育委員会	警察・消防
17	牟礼南小学校	高松市牟礼町大町	高松市教育委員会	警察・消防
18	牟礼中央公園運動センター	高松市牟礼町原	高松市	警察
19	御山公園	高松市牟礼町牟礼	高松市	警察
20	庵治運動場	高松市庵治町	高松市	警察・消防
21	香川大学	高松市幸町	国立大学法人 香川大学	消防
22	亀阜小学校	高松市亀岡町	高松市教育委員会	警察・消防
23	丸亀市総合運動公園陸上競技場	丸亀市新田町	(財)丸亀市体育協会	警察・消防・自衛隊
24	土器川公園	丸亀市川西町南地先	(財)丸亀市体育協会	警察・消防・自衛隊
25	飯山総合運動公園多目的広場	丸亀市飯山町東坂元	(財)丸亀市体育協会	警察・消防・自衛隊
26	瀬戸大橋記念公園(球技場)	坂出市番の州緑町	(財)瀬戸大橋記念公園管理協会	警察・消防・自衛隊
27	坂出緩衝緑地(番の州公園)	坂出市番の州公園	五栄海陸興業(株)	警察・消防
28	坂出緩衝緑地(番の州球場)	坂出市番の州公園	坂出市	警察・消防
29	林田運動公園	坂出市林田町	坂出市	警察・消防
30	市営野球場(朝比奈運動公園)	善通寺市弘田町	(財)ハートスクエア善通寺	警察・消防・自衛隊
31	鉢伏ふれあい公園	善通寺市与北町	(財)ハートスクエア善通寺	警察・消防・自衛隊
32	市民体育館	善通寺市金蔵寺町	(財)ハートスクエア善通寺	警察・消防・自衛隊
33	上池運動広場	善通寺市与北町	善通寺市	警察・消防
34	観音寺市総合運動公園	観音寺市池之尻町	観音寺市教育委員会	警察・消防・自衛隊
35	中部中学校	観音寺市柞田町	観音寺市教育委員会	警察・消防・自衛隊
36	常磐小学校	観音寺市植田町	観音寺市教育委員会	警察・消防
37	大野原会館	観音寺市大野原町中姫	観音寺市教育委員会	警察・消防
38	大野原中学校	観音寺市大野原町中姫	観音寺市教育委員会	警察・消防・自衛隊
39	豊浜総合体育館	観音寺市豊浜町和田浜	観音寺市教育委員会	警察・消防
40	豊浜中学校	観音寺市豊浜町和田浜	観音寺市教育委員会	警察・消防・自衛隊
41	大野原中央公園	観音寺市大野原町大野原	観音寺市	警察・消防
42	萩の丘公園	観音寺市大野原町萩原	観音寺市	警察・消防
43	豊浜南部集会場	観音寺市豊浜町和田	観音寺市	警察・消防
44	志度総合運動公園野球場	さぬき市鴨庄	香川県造園協同組合	警察・消防
45	長尾総合公園野球場	さぬき市長尾東	香川県造園協同組合	警察・消防・自衛隊
46	津田総合公園野球場	さぬき市津田町津田	香川県造園協同組合	警察・消防
47	みろく自然公園みろく野球場	さぬき市大川町富田中	さぬき市	警察・消防
48	みろく自然公園みろく球場	さぬき市大川町富田中	さぬき市	警察・消防
49	野間田運動広場	さぬき市造田野間田	さぬき市教育委員会	警察・消防・自衛隊
50	石田運動広場	さぬき市寒川町石田東	さぬき市教育委員会	警察・消防
51	神前運動広場	さぬき市寒川町神前	さぬき市教育委員会	警察・消防
52	伊勢運動広場	さぬき市寒川町石田西	さぬき市教育委員会	警察・消防

番号	拠点名称	所在地	管理者	対象
53	下所運動広場	さぬき市造田是弘	さぬき市教育委員会	警察・消防
54	さぬき市立寒川小学校運動場	さぬき市寒川町石田西	さぬき市教育委員会	警察・消防
55	とらまる公園	東かがわ市西村	一般財団法人東かがわ市スポーツ財団	警察・消防・自衛隊
56	引田スポーツ施設	東かがわ市引田	一般財団法人東かがわ市スポーツ財団	警察・消防・自衛隊
57	白鳥中央公園	東かがわ市帰来	一般財団法人東かがわ市スポーツ財団	警察・消防・自衛隊
58	大内公民館	東かがわ市三本松	東かがわ市	警察・消防
59	丹生コミュニティセンター	東かがわ市町田	東かがわ市	警察・消防
60	白鳥小中学校	東かがわ市白鳥	東かがわ市教育委員会	警察・消防・自衛隊
61	大川中学校	東かがわ市西村	東かがわ市教育委員会	警察・消防・自衛隊
62	相生コミュニティセンター	東かがわ市南野	相生ふるさと協議会	警察・消防
63	引田小学校(旧)	東かがわ市引田	東かがわ市	警察・消防
64	本町小学校(旧)	東かがわ市松原	東かがわ市教育委員会	警察・消防
65	白鳥小学校(旧)	東かがわ市白鳥	東かがわ市教育委員会	警察・消防
66	福栄小学校(旧)	東かがわ市与田山	東かがわ市教育委員会	警察・消防
67	五名コミュニティセンター	東かがわ市五名	東かがわ市	警察・消防
68	五名活性化センター	東かがわ市五名	東かがわ市	警察・消防
69	三本松小学校(旧)	東かがわ市三本松	東かがわ市教育委員会	警察・消防
70	大内野球場	東かがわ市水主	一般財団法人東かがわ市スポーツ財団	警察・消防・自衛隊
71	引田小・中学校	東かがわ市引田	東かがわ市教育委員会	警察・消防
72	交流プラザ	東かがわ市湊	東かがわ市	警察・消防
73	上高瀬小学校	三豊市高瀬町上高瀬	三豊市教育委員会	警察・消防
74	緑ヶ丘総合運動公園	三豊市高瀬町上高瀬	三豊市教育委員会	警察・消防
75	高瀬中学校	三豊市高瀬町下勝間	三豊市教育委員会	警察・消防
76	勝間小学校	三豊市高瀬町下勝間	三豊市教育委員会	警察・消防
77	高瀬町農村環境改善センター	三豊市高瀬町下勝間	三豊市	警察
78	高瀬町体育館	三豊市高瀬町下勝間	三豊市教育委員会	警察
79	比地小学校	三豊市高瀬町比地	三豊市教育委員会	警察・消防
80	二ノ宮小学校	三豊市高瀬町佐股	三豊市教育委員会	警察・消防
81	麻小学校	三豊市高瀬町上麻	三豊市教育委員会	警察・消防
82	豊中中学校	三豊市豊中町本山	三豊市教育委員会	警察・消防
83	三野津中学校	三豊市三野町下高瀬	三豊市教育委員会	警察・消防
84	三豊中学校	三豊市山本町辻	三豊市観音寺市学校組合	警察・消防
85	詫間町市民運動場	三豊市詫間町詫間	三豊市教育委員会	警察・消防
86	仁尾公園	三豊市仁尾町仁尾辛	三豊市教育委員会	警察・消防
87	豊中サンスポーツランド	三豊市豊中町笠田笠岡	三豊市教育委員会	警察・消防
88	和光中学校	三豊市財田町財田上	三豊市教育委員会	警察・消防
89	財田町総合運動公園	三豊市財田町財田上	三豊市教育委員会	警察・消防・自衛隊
90	山本ふれあい公園	三豊市山本町財田西	三豊市教育委員会	警察・消防・自衛隊
91	土庄町総合会館	土庄町甲	土庄町教育委員会	警察・消防
92	高見山グラウンド	土庄町甲	土庄町教育委員会	警察・消防
93	土庄中学校	土庄町湊崎	土庄町教育委員会	警察・消防・自衛隊
94	豊島小中学校	土庄町豊島家浦	土庄町教育委員会	警察・消防
95	土庄町中央グラウンド	土庄町甲	土庄町教育委員会	警察・消防
96	大部公民館	小豆郡土庄町大部甲1947	土庄町教育委員会	警察・消防
97	小豆島町立小豆島こどもセンター	小豆島町蒲生	小豆島町教育委員会	警察・自衛隊
98	小豆島町立池田小学校	小豆島町池田	小豆島町教育委員会	警察・消防・自衛隊
99	小豆島町立池田中学校	小豆島町池田	小豆島町教育委員会	警察・消防・自衛隊
100	小豆島町立星城幼稚園	小豆島町草壁本町	小豆島町教育委員会	警察
101	小豆島町立安田幼稚園	小豆島町安田	小豆島町教育委員会	警察
102	坂手公民館分館	小豆島町坂手	小豆島町教育委員会	警察・消防
103	小豆島町立旭幼稚園	小豆島町橘	小豆島町教育委員会	警察
104	小豆島町立安田小学校	小豆島町安田	小豆島町教育委員会	警察・消防・自衛隊
105	小豆島町立苗羽小学校	小豆島町苗羽	小豆島町教育委員会	警察・消防・自衛隊
106	県立小豆島中央高等学校	小豆島町蒲生	香川県教育委員会	警察・消防・自衛隊
107	小豆島町アウトキャンプ場 小豆島 アウトビレッジYOSHIDA	小豆島町吉田	(財)小豆島オリーブ公園	警察・消防・自衛隊

番号	拠点名称	所在地	管理者	対象
108	小豆島町立星城小学校	小豆島町草壁本町	小豆島町教育委員会	警察・消防
109	小豆島ふるさと村	小豆島町室生	(財)小豆島ふるさと村公社	警察・消防・自衛隊
110	小豆島町内海B&G海洋センター	小豆島町馬木	小豆島町教育委員会	警察・消防・自衛隊
111	県立三木高等学校	三木町大字平木	香川県教育委員会	警察・消防・自衛隊
112	直島町民グラウンド	直島町	直島町教育委員会	警察・消防・自衛隊
113	直島中学校グラウンド	直島町	直島町教育委員会	警察・消防・自衛隊
114	宇多津小学校	宇多津町	宇多津町教育委員会	警察・消防
115	宇多津北小学校	宇多津町浜八番丁	宇多津町教育委員会	警察・消防
116	宇多津中学校	宇多津町	宇多津町教育委員会	警察・消防
117	中央公園	宇多津町浜八番丁	宇多津町	警察・消防
118	綾川町ふれあい運動公園	綾川町山田下	綾川町教育委員会	警察・消防・自衛隊
119	綾川町総合運動公園	綾川町陶	綾川町教育委員会	警察・消防・自衛隊
120	いこいの郷公園	琴平町五條	(財)こんぴらスポーツ財団	警察・消防・自衛隊
121	多度津中学校	多度津町本通	多度津町教育委員会	警察・消防・自衛隊
122	国営讃岐まんのう公園	まんのう町吉野	国土交通省四国地方整備局	警察・消防・自衛隊
123	満濃池森林公園	まんのう町七箇	香川県造園事業協同組合	警察・消防
124	かりんの丘公園	まんのう町吉野	まんのう町	警察・消防・自衛隊
125	サン・スポーツランド仲南	まんのう町帆山	まんのう町	警察・消防・自衛隊
126	琴南健康ふれあいの里	まんのう町造田	まんのう町	警察・消防
127	土器川河川敷広場 (ことなみ土器どき広場)	まんのう町造田	まんのう町	警察・消防・自衛隊
128	土器川河川敷祓川公園	まんのう町吉野下	まんのう町	警察・消防・自衛隊

第1章 はじめに

1 計画の目的

東日本大震災や熊本地震などの大規模自然災害では、庁舎や設備が損傷し、ライフライン供給の途絶や業務の実施に必要な物資や資機材が不足するなど、災害への応急復旧業務だけでなく、県民生活にとって重要な通常業務の実施にも大きな影響が生じた。

この教訓を踏まえ、大規模な災害が発生した場合に、県自体が被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる人的・物的資源に大きな制限が生じる状況下においても、被害拡大の防止を図り、県民の生命・身体及び財産を守るため、「応急対策業務」に加え、通常業務のうち県民生活に密着するような「優先度の高い業務」を継続して実施できるよう、あらかじめ備えをしておく必要がある。

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波など様々な災害が予想されるが、特に、県内で大きな被害が想定される南海トラフ地震について、政府の地震調査委員会が発表した発生確率は、今後30年以内に70%～80%（令和6年1月1日現在）となっている。

そこで、南海トラフの最大クラスの地震（県内での震度が6弱以上）が発生した場合においても、県民生活や社会経済活動に対する行政サービスを継続して実施できるよう、「香川県庁業務継続計画（震災対策編）」を定めるものである。

なお、南海トラフ地震以外の大規模災害（風水害等）が発生した場合においても、当該災害により制約が生じる業務資源等の共通性の観点から、当計画を応用し、柔軟に対応することが可能である。

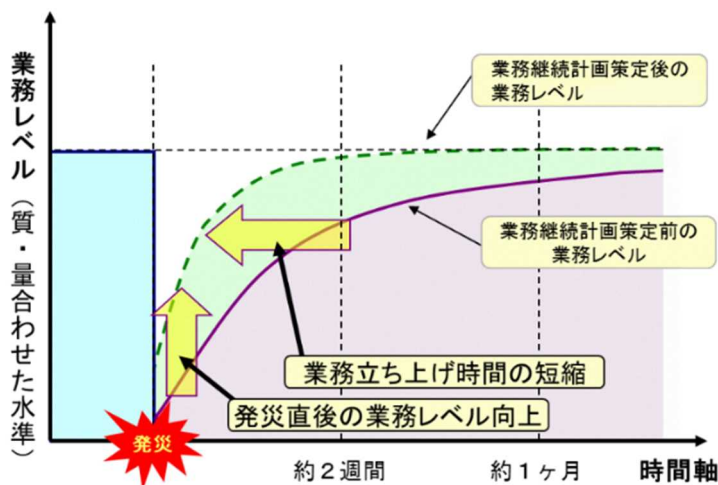
2 計画の位置付け

県の防災対策を定めた計画としては香川県地域防災計画があり、これを実施するための具体的な体制や手順等を定めたものとして各種災害対応マニュアル等があるが、業務継続計画は、これらの計画等を補完し、又は相まって、県自体が被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる人的・物的資源に制限が生じた状況下においても、「非常時優先業務」の実施を確保するためのものである。

※「非常時優先業務」とは、県が災害時に優先的に実施する業務のことであり、「応急対策業務」と「一般継続業務」とがある。（後述）

3 計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画をあらかじめ策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。



また、「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

さらに、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

4 業務継続に当たっての基本方針

県は、災害時における県民の生命・身体及び財産への被害を最小化するために、次の基本方針により、業務継続に当たる。

- 災害時には、非常時優先業務を最優先に実施する。
- 非常時優先業務に必要な人員・資源の確保・配分は全庁的に調整を行う。

Point
01

- 南海トラフ地震以外の大規模災害（風水害）が発生した際にも、本マニュアルは活用可能である。
- 業務継続計画策定の目的は、非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、適切な業務執行を行えるように備えておくことである。

第2章以下(略)

第1章 はじめに

1 計画の目的

東日本大震災や熊本地震などの大規模自然災害では、庁舎や設備が損傷し、ライフライン供給の途絶や業務の実施に必要な物資や資機材が不足するなど、災害への応急復旧業務だけでなく、県民生活にとって重要な通常業務の実施にも大きな影響が生じた。

この教訓を踏まえ、大規模な災害が発生した場合に、県自体が被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる人的・物的資源に大きな制限が生じる状況下においても、被害拡大の防止を図り、県民の生命・身体及び財産を守るため、「応急対策業務」に加え、通常業務のうち県民生活に密着するような「優先度の高い業務」を継続して実施できるよう、あらかじめ備えをしておく必要がある。

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波など様々な災害が予想されるが、特に、県内で大きな被害が想定される南海トラフ地震について、政府の地震調査委員会が発表した発生確率は、今後30年以内に70%~80%（令和6年1月1日現在）となっている。

そこで、南海トラフの最大クラスの地震（県内での震度が6弱以上）が発生した場合においても、県民生活や社会経済活動に対する行政サービスを継続して実施できるよう、「香川県防災拠点施設業務継続計画（震災対策編）」を定めるものである。

なお、南海トラフ地震以外の大規模災害（風水害等）が発生した場合においても、当該災害により制約が生じる業務資源等の共通性の観点から、当計画を応用し、柔軟に対応することが可能である。

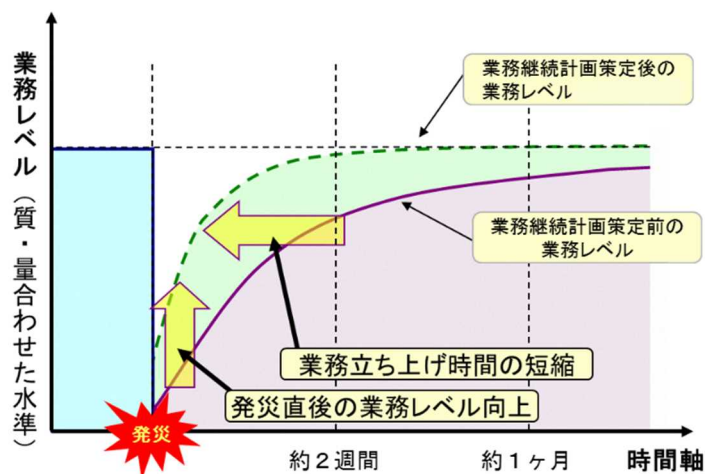
2 計画の位置付け

県の防災対策を定めた計画としては香川県地域防災計画があり、これを実施するための具体的な体制や手順等を定めたものとして各種災害対応マニュアル等があるが、業務継続計画は、これらの計画等を補完し、又は相まって、県自体が被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる人的・物的資源に制限が生じた状況下においても、「非常時優先業務」の実施を確保するためのものである。

※ 非常時優先業務とは、県が災害時に優先的に実施する業務のことであり、「応急対策業務」と「一般継続業務」とがある。（後述）

3 計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画をあらかじめ策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。



また、「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、

非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全に

なることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

さらに、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

4 業務継続に当たっての基本方針

県は、災害時における県民の生命・身体及び財産への被害を最小化するために、次の基本方針により、業務継続に当たる。

- 災害時には、非常時優先業務を最優先に実施する。
- 非常時優先業務に必要な人員・資源の確保・配分は全庁的に調整を行う。

Point 01

- 南海トラフ地震以外の大規模災害（風水害）が発生した際にも、本マニュアルは活用可能である。
- 業務継続計画策定の目的は、非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、適切な業務執行を行えるように備えておくことである。

第2章 業務継続体制の検討

1 計画の対象及び実施体制

(1) 対象組織

業務継続体制を検討する対象組織は、災害応急対策の拠点（防災拠点施設）となる、次の施設とする。

防災拠点施設	所 属 等
小豆合同庁舎	小豆総合事務所、小豆県民センター、東部教育事務所小豆分室
大川合同庁舎	東讃保健福祉事務所、東讃県民センター、東讃農業改良普及センター
坂出合同庁舎	中讃土木事務所、中讃税務窓口センター、食肉衛生検査所
仲多度合同庁舎	中讃土地改良事務所、中讃県民センター、中讃農業改良普及センター、西部教育事務所
三豊合同庁舎	西讃保健福祉事務所、西讃県民センター、西讃土地改良事務所、西讃土木事務所
長尾土木事務所	長尾土木事務所
高松土木事務所	高松土木事務所、東讃土地改良事務所
中讃保健福祉事務所	中讃保健福祉事務所、西部子ども相談センター

※網掛けは、庁舎管理者を示す。

第2章1(2)以下(略)

17-17 災害発生時における死者・安否不明者等の氏名等公表基準

1 趣旨

災害発生時、県や市町、警察のほか防災関係機関が緊密に連携し、県民の命を守ることを最優先に迅速かつ円滑に災害への対応を図るため、家族や知人等の安否情報を求める人々に情報提供を行うことで、救助・復旧活動などへの支障等を回避することを目的に、あらかじめ死者・安否不明者等の氏名等の公表の基準を定める。

2 個人情報の取扱い

原則として、大規模災害発生時において、安否不明者等の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に照らし、また、死者については、1の趣旨を踏まえ、次の「公表に当たっての考え方」によることとする。

3 公表に当たっての考え方

区分	人命救助、捜索活動の効率化・円滑化①	住基台帳の閲覧制限等②	家族等の同意	公表・非公表
安否不明者 行方不明者	○	なし	—	公表
		あり	—	非公表
	×	なし	○	公表
		あり	×	非公表
死者	/	なし	○	公表
		あり	×	非公表

① 氏名等を公表することが、人命救助、捜索活動の効率化、円滑化に資すること。

② 市町において住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと。

※ なお、発災当初の72時間は、人命救助に極めて重要な時間帯であることを踏まえ

①の要件に該当し、公表する場合は、当該災害の規模を勘案しつつ、発災後概ね48時間以内を目標に行う。

※ 公表後に本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握している者より公表対象から除くよう申出があった場合は、公表対象から除く。

4 公表する氏名等

原則として氏名、住所（大字名まで）、年齢、性別とする。

5 公表の方法

県ホームページへの掲載及び報道機関への資料の提供による。

6 県、市町の主な役割

県：公表に関する最終判断、公表資料の作成や県ホームページへの掲載、報道機関への資料の提供など

公表に関する業務、市町や警察本部など関係機関との調整（DVやストーカー行為の被害者等の所在情報の把握・確認を含む） など

市町：被災した家屋・住民の特定、死者・安否不明者等の名簿の作成、家族等に対する公表等に係る以降確認、住民基本台帳上の閲覧制限の有無の確認 など

7 その他

- ① 公表に当たり、県は、市町、警察のほか防災関係機関と緊密に連携し、迅速に状況、情報の確認に努める。
- ② 「安否不明者」とは、行方不明者となる疑いのある者、「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者、「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。

17-18 地域防災計画等の修正経過

第1回修正	昭和39年度	地防		
第2回修正	昭和41年度修正	地防		
第3回修正	昭和42年度修正	地防		
第4回修正	昭和43年度修正	地防	地参	
第5回修正	昭和44年度修正	地防		
第6回修正	昭和45年度修正	地防	地参	
第7回修正	昭和46年度修正	地防	地参	
第8回修正	昭和47年度修正	地防	地参 石帯	(昭和48年10月3日 修正)
	昭和48年度修正	地防	地参 石帯	(昭和49年1月23日 修正)
				(S48.11.19 付け内閣総理大臣協議 → S48.12.24 付け異議なしの通知)
第9回修正	昭和50年度修正	地防	地参 石帯	
第10回修正	昭和51年度修正	地防	地参	
第11回修正	昭和52年度修正	地防	地参 石コ	
				(S52.10.12 付け内閣総理大臣協議 → S53.6.9 付け異議なしの通知)
第12回修正	昭和53年度修正		石コ	
第13回修正	昭和54年度修正	地防	石コ	
				(S54.4.12 付け内閣総理大臣協議 → S54.8.27 付け異議なしの通知)
第14回修正	昭和55年度修正	地防	石基 石コ	
第15回修正	昭和56年度修正	地防	地参 石基 石コ	(昭和57年2月24日 修正)
				(S57.2.26 付け内閣総理大臣協議 → S57.6.16 付け異議なしの通知)
第16回修正	昭和57年度修正	地防	地参 石基 石コ	(昭和58年2月10日 修正)
				(S58.2.28 付け内閣総理大臣協議 → S58.5.14 付け異議なしの通知)
第17回修正	昭和58年度修正	地防	地参 石基 石コ	(昭和59年1月30日 修正)
第18回修正	昭和59年度修正	地防	地参 石基	(昭和59年11月28日 修正)
第19回修正	昭和60年度修正	地防	地参 石基 石コ	(昭和61年2月3日 修正)
第20回修正	昭和61年度修正	地防	地参 石基 石コ	(昭和62年2月18日 修正)
第21回修正	昭和62年度修正	地防	地参 石基 石コ	(昭和63年3月2日 修正)
				(S63.3.30 付け内閣総理大臣協議 → H1.6.2 付け異議なしの通知)
第22回修正	昭和63年度修正	地防	地参 石基 石コ	(平成元年3月10日 修正)
第23回修正	平成元年度修正	地防	地参 石基 石コ	(平成元年12月18日 修正)
第24回修正	平成2年度修正	地防	地参 石基 石コ	(平成2年12月19日 修正)
第25回修正	平成3年度修正	地防	地参 石基 石コ	(平成3年11月30日 修正)
第26回修正	平成4年度修正	地防	地参 石基 石コ	(平成5年2月18日 修正)
第27回修正	平成5年度修正	地防	地参 石基 石コ	(平成6年3月1日 修正)
第28回修正	平成6年度修正	地防	地参 石基 石コ	
第29回修正	平成8年度修正	地防		震災 震参 (平成8年3月26日 修正)
				(H8.2.14 付け内閣総理大臣協議 → H8.3.22 付け異議なしの通知)
第30回修正	平成12年度修正	一般対策編 (H12.8)	資料編 (H12.4)	
				(H12.6.15 付け内閣総理大臣協議 → H12.8.7 付け異議なしの通知)
第31回修正	平成13年度修正	震災対策編 (H13.4)	石コ (平成13年度修正)	
				(H13.3.6 付け内閣総理大臣協議 → H13.4.11 付け異議なしの通知)
第32回修正	平成14年度修正	一般対策編 (H14.9)	震災対策編 (H14.9)	資料編 (H14.9)
				(H14.6.24 付け内閣総理大臣協議 → H14.9.17 付け異議なしの通知)
第33回修正	平成16年度修正	震災対策編第5章	地震防災対策推進計画 (H16.10)	
				(H16.9.13 付け内閣総理大臣協議 → H16.10.20 付け異議なしの通知)
第34回修正	平成17年度修正	一般対策編 (H18.3)	震災対策編 (H18.3)	資料編 (H18.3)
				(H18.2.16 付け内閣総理大臣協議 → H18.3.27 付け異議なしの通知)
第35回修正	平成18年度修正	一般対策編 (H19.3)	震災対策編 (H19.3)	資料編 (H19.3)
				(H19.1.30 付け内閣総理大臣協議 → H19.3.14 付け異議なしの通知)
第36回修正	平成21年度修正	一般対策編 (H21.9)	震災対策編 (H21.9)	
				(H21.7.29 付け内閣総理大臣協議 → H21.9.15 付け異議なしの通知)
第37回修正	平成24年度修正	一般対策編 (H24.2)	地震対策編 (H24.2)	津波対策編 (H24.2)
				(H24.2.10 付け内閣総理大臣報告)

第38回修正	平成25年度修正	一般対策編 (H25.6) 地震対策編 (H25.6) 津波対策編 (H25.6) (H25.6.6 付け内閣総理大臣報告)
第39回修正	平成26年度修正	一般対策編 (H26.10) 地震対策編 (H26.10) 津波対策編 (H26.10) (H26.10.20 付け内閣総理大臣報告)
第40回修正	平成27年度修正	一般対策編 (H28.3) 地震対策編 (H28.3) 津波対策編 (H28.3) (H28.3.18 付け内閣総理大臣報告)
第41回修正	平成28年度修正	一般対策編 (H29.2) 地震対策編 (H29.2) 津波対策編 (H29.2) (H29.2.14 付け内閣総理大臣報告)
第42回修正	平成29年度修正	一般対策編 (H30.1) 地震対策編 (H30.1) 津波対策編 (H30.1) (H30.1.17 付け内閣総理大臣報告)
第43回修正	平成30年度修正	一般対策編 (H31.2) 地震対策編 (H31.2) 津波対策編 (H31.2) (H31.2.19 付け内閣総理大臣報告)
第44回修正	令和元年度修正	一般対策編 (R2.2) 地震対策編 (R2.2) 津波対策編 (R2.2) (R2.2.10 付け内閣総理大臣報告)
第45回修正	令和2年度修正	一般対策編 (R3.2) 地震対策編 (R3.2) 津波対策編 (R3.2) (R3.2.25 付け内閣総理大臣報告)
第46回修正	令和3年度修正	一般対策編 (R4.2) 地震対策編 (R4.2) 津波対策編 (R4.2) (R4.2.25 付け内閣総理大臣報告)
第47回修正	令和4年度修正	一般対策編 (R5.2) 地震対策編 (R5.2) 津波対策編 (R5.2) (R5.2.10 付け内閣総理大臣報告)
第48回修正	令和5年度修正	一般対策編 (R6.2) 地震対策編 (R6.2) 津波対策編 (R6.2) (R6.2.6 付け内閣総理大臣報告)

〔 地防：地域防災計画、地参：地域防災計画参考資料、石帯：石油コンビナート地帯防災計画、石基：石油基地防災計画
石コ：石油コンビナート等防災計画、震災：地域防災計画震災対策編、震参：地域防災計画震災対策編参考資料 〕